

令和 8 年度前期分授業料免除申請について 重要なお知らせ

- 令和 2 年度から、学部生の授業料免除については、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）により実施しています。新制度により授業料免除を受けるには、日本学生支援機構の給付奨学金の申請が必要です。
- 新制度の申込資格を満たさない学生（次のいずれかに該当する者）は、現行の授業料免除に申請が可能です。

【新制度の申込資格を満たさないケース】

1. 大学院生
2. 外国人留学生
3. 学部入学までの期間が高校卒業後 2 年を超える者
4. 学部編入学までの期間が、編入学前の大学等に在学しなくなってから 1 年を超える者

※上記 2. ～ 4. に該当する学部生については、「経済的理由による授業料免除」は実施しておりません。学費負担者の死亡、又は学生もしくは学費負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合など、「特別な事情」があると認められた場合に限り、申請が可能となります。

※申込資格について不明な場合、詳細は日本学生支援機構のホームページ等をご確認いただくか、学生課生活支援係へご相談ください。

以下の表で申請者区分を確認のうえ、該当する提出書類により申請を行ってください。
なお、授業料免除申請書類の詳細は「授業料免除申請のしおり」等でご確認ください。

申請者区分		提出書類
給付奨学金 申込資格あり	①現在、給付奨学生である者 (休・停止中のものを含む)	・ 選考結果通知用封筒(長形 3 号に 110 円切手を貼り、父母等関係者の住所氏名を記入。裏面には、申請者の氏名と学籍番号を記入してください。) 【受付期間】 在学生：2 月 12 日(木)～3 月 12 日(木)
	②給付奨学金を申込予定の者 (新入生予約採用候補者および新 3 年次編入生を含む)	・ 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A 様式 1】 ・ 選考結果通知用封筒(長形 3 号に 110 円切手を貼り、父母等関係者の住所氏名を記入。裏面には、申請者の氏名と学籍番号を記入してください。) 給付奨学金の在学採用（4 月）に新規申込すること ※新入生予約採用候補者および新 3 年次編入生のうち、既に給付奨学生である者を除く ※授業料減免は給付奨学金の採用結果に基づくため、給付奨学金を申込しない場合、授業料減免申請は取り下げとなります。 【受付期間】 在学生：2 月 12 日(木)～4 月 10 日(金) 新入生：4 月 7 日(火)～4 月 24 日(金)
給付奨学金 申込資格なし		・ 授業料免除申請書類一式 【受付期間】 在学生：2 月 12 日(木)～3 月 12 日(金) 新入生：4 月 7 日(火)～4 月 24 日(金)

【提出期限】 申請者区分により異なります。ご注意下さい。

【提出窓口】 事務局 学生課①番窓口

【問い合わせ先】 学生課生活支援係 TEL 0994-46-4888